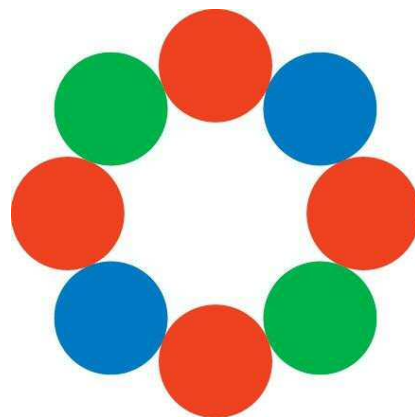


第 2 次南砺市行政改革実施計画[改定版]

計画期間：平成 24 年度～31 年度



平成 29 年 3 月

南砺市行政改革推進本部

第2次南砺市行政改革実施計画の策定について

本市では、平成18年3月に「南砺市行政改革大綱」及び「南砺市行政改革実施計画」を策定し、事務事業の見直しや組織機構の改革、財政の健全化、職員数の削減などを進めてきましたが、公共施設の再編・統廃合や第三セクターの経営改革など未だに解決されていない課題がいくつかあります。

これまでの取り組みを検証し、課題を明確にしたうえで改革を継続していく必要があることから、行政改革推進の指針として「第2次南砺市行政改革大綱」を策定し、「Ⅰ 将来へ持続可能な行政運営の推進【行政と民間の役割分担】」、「Ⅱ 健全な財政基盤の整備【足腰の強い財政運営】」及び「Ⅲ 市民と共に取り組む市政の推進【市民が主体の行政】」を3つの重点目標に掲げています。

この実施計画では、3つの重点項目の達成に向けた具体的な改革事項を定め、平成24年度から31年度までを計画推進期間として、PDCAマネジメントサイクルの手法により毎年度の進捗管理を行いながら改革に取り組みます。

【指標(目標値)】…平成31年度までに達成を目指している目標値を記載しました。

*** 目 次 ***

I 将来へ持続可能な行政運営の推進【行政と民間の役割分担】	II 健全な財政基盤の整備【足腰の強い財政運営】
(1)事務事業の見直し …… 1	(1)財政の健全化 …… 5
(2)民間委託の推進 …… 3	(2)定員管理と人件費の適正化 …… 8
(3)行政組織機構の見直し …… 3	(3)人材育成の推進と多様な人材の確保 …… 9
(4)第三セクター及び関係団体への関与の見直し …… 4	III 市民と共に取り組む市政の推進【市民が主体の行政】
(5)行政サービスの向上 …… 4	(1)公正の確保と透明性の向上 …… 9
	(2)市民協働の市政の推進 …… 10
	◆維持・継続事項 …… 11
	◆用語説明 …… 16

I 将来へ持続可能な行政運営の推進【行政と民間の役割分担】

(1) 事務事業の見直し

① 行政が実施する施策の選択や重点化

No.	改革事項	取組内容	実施年度	指標	統括部局(課室)
1	計画行政の推進	市の政策及び施策の方向性を明確にするため各種計画を策定し、見直す。	24実施 (25～継続)	【指標(目標値)】 進捗管理を実施している計画の割合(H27:71%⇒H31:100%)	地方創生推進課
2	市内公共交通体系の連携強化	市営バス路線や民間バス路線の運行・利用状況について検証を行い、公共交通の不便地域の解消や交通弱者等の移動手段の充実を図る。	24実施 (25～継続)	【指標(目標値)】 公共交通機関を使いやすいと感じる市民の割合(H27:36.7%⇒H31:40.0%)	地方創生推進課
3	イベントの再編と運営方法の見直し	合併前の町村から引き継いだイベントや市になってから企画したイベントの役割や効果を検証し、事業に対する行政支援のあり方、地域との協力関係を見直す。	24実施 (25～継続)	【指標(目標値)】 ・交流観光まちづくり課所管イベント補助金(H27:65,890千円⇒H31:60,580千円)	交流観光まちづくり課

② 公共施設の再編(機能強化、統廃合、民営化)

4	公共施設再編計画の推進	第2次南砺市公共施設再編計画の施設再編等の方向性に基づき、施設の統廃合、売却・譲渡を実施する。	28実施 (29～継続)	【指標(目標値)】 ・公共施設H27末延床面積と比較した縮減面積(H27:0㎡⇒H31:58,800㎡)	行革・施設管理課
5	分庁舎方式の検証と庁舎機能の再編	現在の分庁舎方式を検証し、部局及び課室の効率的かつ機能的な配置を検討する。 あわせて、庁舎機能を集約した統合庁舎整備の方向性を決定し、推進する。	27実施 (28～継続)	【指標(目標値)】 ・統合庁舎整備の方向性の決定・推進(H27:未決定⇒H31:決定・推進(100%))	行革・施設管理課

③事務事業の改革・改善

6	行政評価制度の本格運用	<p>施策評価及び事務事業評価の結果を市政に反映させ、効果的・効率的な行政運営を行うとともに、行政経営の透明性を高め、市民に対する説明責任を果たすために評価シートを公表する。</p> <p>事務事業評価の結果に基づき、不用・不急と判断する事務事業を統合・廃止する。</p>	24実施 (25～継続)	<p>【指標(目標値)】</p> <p>・行政サービス(市役所の仕事)の水準が適正だと思う市民の割合(H27:68.3%⇒H31:75.0%)</p>	行革・施設管理課
7	職員提案制度の実施	<p>柔軟で活力のある行政運営を推進するため、政策提言から事務・業務改善まで、組織目標を踏まえた職員提案制度を全庁的に実施する。</p>	24実施 (25～継続)	<p>【指標(目標値)】</p> <p>・職員による提案件数(H27:0件/年⇒H31:25件/年)</p>	総務課
8	市が事務局を担っている各種団体の事務の見直し	<p>各種団体事務の取り扱い状況について取りまとめ、行政関与の必要性を見直した上で、民間への移譲等を検討する。</p>	29実施 (30～継続)	<p>【指標(目標値)】</p> <p>・各種団体事務局の民間への移譲スケジュールの策定と実行(H27:未策定⇒H31:策定・実行(100%))</p>	行革・施設管理課

(2) 民間委託の推進

① 行政運営の効率化や住民サービスの向上が図れる業務の民間委託の推進

9	市立保育園の民営化の検討	保育サービスにおける市立保育所の役割を保育園審議会等で検証し、保育園の民営化等の方向性を検討する。	29実施 (30～継続)	【指標(目標値)】 ・市立保育園の民営化等の方向性の決定(H27:未決定⇒H31:決定(100%))	こども課
---	--------------	---	-----------------	---	------

② 指定管理者制度による公の施設の管理運営

10	指定管理者制度の適正な運用	直営の公の施設を対象として制度導入の可能性を検討するとともに、管理の担い手をNPO法人や民間事業者等の多彩な担い手に拡大し、民間の持つノウハウ等を活用した創意工夫により、良質なサービスの提供と経費の節減を推進する。 指定管理者評価委員会(外部委員)の意見を聴いて、制度の運用改善を図る。	24実施 (25～継続)	【指標(目標値)】 ・利用者一人当たりコストがH27と比較して減少した指定管理施設の割合(H27:0%⇒H31:70%)	行革・施設管理課
----	---------------	--	-----------------	---	----------

(3) 行政組織機構の見直し

① 新たな行政課題や社会情勢の変化に対応できる効率的な行政組織の構築

11	行政センター機能の見直し	担当課と行政センターの事務分掌を検証し、簡素で効果的・効率的な組織機構を再構築する。	24実施 (25～継続)	【指標(目標値)】 ・将来的な行政センターの事務分掌表の作成(H27:未作成⇒H31:作成(100%))	行政センター (市民協働部)
----	--------------	--	-----------------	---	-------------------

(4) 第三セクター及び関係団体への関与の見直し

① 第三セクターの経営改善と自立の促進

12	第三セクター改革プランによる経営改善	策定した第三セクター改革プランの確実な取組により、経営健全化を図り、第三セクターの経営的自立と市の財政負担の軽減を目指す。	28実施 (29～継続)	【指標(目標値)】 ・5法人の基幹事業補助金等(H27:83,384千円→H31:57,011千円)	行革・施設管理課
----	--------------------	---	-----------------	---	----------

② 関係団体の自主的運営の推進

13	関係団体の自立・自主性の促進	第三セクター以外の関係団体への市の関与のあり方を検証し、団体の自主・自立運営に向けて、職員の派遣の見直しを行う。 あわせて、役員等への就任のあり方についても検討する。	24実施 (25～継続)	【指標(目標値)】 ・市から派遣している職員数(H27:7人→H31:0人)	総務課
----	----------------	--	-----------------	---	-----

(5) 行政サービスの向上

① 市民への情報提供機会の充実

14	出前講座の充実	職員が講師を務める出前講座における各種制度や市政情報の提供の充実を図り、市政への市民参画を促進する。	24実施 (25～継続)	【指標(目標値)】 ・事後アンケート調査の満足度割合(H27:未実施→H31:70%)	南砺で暮らしません課
----	---------	--	-----------------	--	------------

② ICTの活用による行政サービスの拡充

15	公衆無線LAN環境の充実	城端線主要駅や防災ステーション等にWi-Fi機器を整備し、インターネット環境の充実を図る	28実施 (29～継続)	【指標(目標値)】 ・城端駅、福光駅、福野駅の市設置Wi-Fi利用者率(H27:0%→H31:20%)	地方創生推進課
----	--------------	--	-----------------	--	---------

II 健全な財政基盤の整備【足腰の強い財政運営】

(1) 財政の健全化

① 歳出経費の徹底的な削減と公有財産の整理合理化

No.	改革事項	取組内容	実施年度	指標	統括部局(課室)
16	経常的経費の削減	<p>業務執行全般に係る経費の節減を促進するため、年度内における計画的な執行に努める。</p> <p>市が支出する補助金に終期を設定し、事務事業評価結果などをもとに目的を達成した補助金(補助事業)を終了する。</p> <p>定員適正化計画に基づく職員の適正配置を図り、人件費の削減に努める。</p> <p>公共施設再編計画に基づく公共施設の統廃合を進め、維持管理経費の削減に努める。</p>	24実施 (25～継続)	<p>【指標(目標値)】</p> <p>・経常収支比率(H27:79.8%⇒H31:80.0%)</p>	財政課
17	公債費の適正な管理	<p>財政指標などを活用しながら、市民が理解しやすく、総合的に把握が可能となるよう財政状況の公表方法を充実する。</p> <p>新規市債の発行にあたっては、後年度元利償還が交付税で措置される有利な起債を最優先に借り入れするものとする。</p> <p>後年度の利払い負担軽減のため積極的に繰上償還を実施するとともに、将来の償還額負担に対応するため減債基金の充実を図る。</p>	24実施 (25～継続)	<p>【指標(目標値)】</p> <p>・実質公債費比率(3か年平均)(H27:6.1%⇒H31:12.6%)</p>	財政課
18	基金繰入基準策定による持続可能な財政運営確立の推進	<p>当初予算編成時における財政調整基金及び減債基金の繰入基準を策定し、基金繰入れ後もなお不足する一般財源所要額に対するシーリング設定ルールの明確化を図る。</p>	29実施 (30～継続)	<p>【指標(目標値)】</p> <p>・基金繰入基準の策定(H27:未策定⇒H31:策定(100%))</p>	財政課

19	市有資産の民間活用促進と整理譲渡	未利用普通財産の売却、貸付を進め効率的な財産管理を図る。	24実施 (25～継続)	【指標(目標値)】 ・公有財産貸付料収入(H27:24,215千円⇒H31:29,000千円)	財政課
20	庁有車両の見直し	車両の更新時期にあわせて効率的な管理体制を構築する。	24実施 (25～継続)	【指標(目標値)】 ・公用車一般車両台数(H27:83台⇒H31:79台)	財政課
21	建物保全管理台帳の整備	市有施設の整備・維持に関する情報を一元的に管理するため、施設の保全情報台帳(建物カルテ)を整備する。また、施設所管課が随時データ更新を行う。	29実施 (30～継続)	【指標(目標値)】 ・建物保全管理台帳の整備(H27:未整備⇒H31:整備(100%))	財政課

②税収納の徹底と公共料金の見直しなどによる自主財源の確保

22	滞納対策強化による収納率の向上	市税や各種使用料金等の収納強化期間の設定や臨戸訪問の強化により収納率の向上を図る。 市税・使用料等の納付に著しく誠実性を欠く者に対しては、滞納整理を強化する。	24実施 (25～継続)	【指標(目標値)】 ・全税目(市民、法人、固定、軽車、国保)合計収納率(市税の過年度滞納分含む)(H27:94.26%⇒H31:95.00%)	税務課
23	債権管理の一元化	関係課が連携して滞納整理情報の共有化を図り、計画的かつ効率的な滞納対策を実施する。	29実施 (30～継続)	【指標(目標値)】 ・合同徴収実施件数(H27:0件/年⇒H31:10件/年)	税務課
24	受益負担の適正化	使用料や手数料等の受益者負担について、市民の理解を得ながら社会経済情勢の変化等に応じた適正な料金を設定する。	24実施 (25～継続)	【指標(目標値)】 ・受益者負担の適正な利用料金の見直しを行なった文化施設及びスポーツ施設数。(H27:0件⇒H31:45件)	行革・施設管理課

25	市の各種媒体への有料広告掲載等の拡充	広報など、市ホームページ等の広報媒体や業務用封筒などへの有料広告の掲載を促進する。市刊行物の有料化等あらゆる分野において柔軟な発想で自主財源の確保に努める。	24実施 (25～継続)	【指標(目標値)】 ・有料広告掲載等による収入(H27:1,403千円⇒H31:1,500千円)	南砺で暮らしません課
26	ふるさと寄附の推進	ふるさと寄附金の返礼品を充実させ、ふるさと寄附金の推進し、自主財源の確保に努める。	25実施 (26～継続)	【指標(目標値)】 ・寄附金額(H27:11,845千円⇒H31:13,000千円)	税務課

③補助金・交付金等の整理合理化と交付制度の見直し

27	補助金等の整理合理化と交付制度の見直し	<p>各種補助金については、市民ニーズの変化や成果等を総合的に評価し、効率的で効果的な内容となるよう見直しを進めるとともに、原則として終期を設定する。</p> <p><奨励的補助金> 達成目標を設定した計画的な実施に努め、費用対効果の低いものは早期に見直す。</p> <p><各種団体運営補助金> 補助対象団体の公共性や公益性、行政が補助する妥当性・必要性を精査し、団体運営補助から事業補助への組換えや補助ルールの特化など一層の透明化を進める。</p> <p><事業補助金> 利用しやすく効果の高い補助事業となるよう、PDCAサイクルに基づく見直しを行う。</p>	29実施 (30～継続)	【指標(目標値)】 ・補助金等の整理及び終期の設定(H27:未設定⇒H31:設定(100%))	行革・施設管理課
----	---------------------	--	-----------------	--	----------

④地方公営企業の経営健全化

28	水道事業の経営改善	アセットマネジメント(長期的視野に立った計画的資産管理)を進める中で、漏水調査、修繕、鉛給水管の取替、老朽管敷設替を実施し、有収率の向上を図ることにより、受水費を抑え、経営の改善に取り組む。	24実施 (25～継続)	【指標(目標値)】 ・水道事業有収率(H27:79.8%⇒H31:83.0%)	上下水道課
29	下水道事業の経営改善	適正な使用料水準を維持するため、不明水調査、浸入水防止修繕等を実施し、有収率の向上を図ることにより、処理費用を軽減し、経営の改善に取り組む。	24実施 (25～継続)	【指標(目標値)】 ・下水道事業有収率(H27:80.2%⇒H31:82.0%)	上下水道課
30	病院改革プランによる経営改善	市立2病院のあり方を検証し、経営の一元管理と機能分担を図り、良質な医療の提供と効率的な病院運営に取り組む。	29実施 (30～継続)	【指標(目標値)】 ・医業収支比率(H27:84.2%⇒H31:92.0%)	医療課

(2)定員管理と人件費の適正化

①組織再編や業務の整理合理化に伴う職員数の削減

31	定員適正化計画に基づく職員定数の適正化	適正な業務の執行を確保し、計画的な職員配置や定員管理を行うため、定員適正化計画による適正な定員管理を推進する。	29実施 (30～継続)	【指標(目標値)】 ・職員数(病院事業会計職員等を除く)(H27.4.1:578人⇒H31.4.1:569人)	総務課
32	時間外勤務手当の削減	事務事業の廃止・休止、業務執行の効率化などを通じ時間外勤務手当を削減する。 代休振替制度や勤務日の割振りを適切に行うこと、業務の内容によっては、フレックス制を導入するなど勤務時間の弾力的運用により時間外勤務手当の削減を図る。	24実施 (25～継続)	【指標(目標値)】 ・時間外勤務手当支給額(2病院を除く)(H27:53,810円⇒H31:51,000千円))	総務課

(3) 人材育成の推進と多様な人材の確保

① 実務研修や自己啓発等を適切に組み合わせた人材育成

33	職員研修計画に基づく研修の実施	職員一人ひとりの能力開発及び意識改革を図るとともに、職責に応じた知識や技術を習得させるため、職員研修計画を充実する。	24実施 (25～継続)	【指標(目標値)】 ・延べ受講者(職員)数(H27:567人⇒H31:580人)	総務課
----	-----------------	--	-----------------	---	-----

② 職員相互間の連携強化や人事交流の実施

34	近隣自治体との連携による人材育成	研修事業の合同開催による研修の効率化や、自治体間での人材交流により、広い視点から業務改善を自発的に行う体質に改善します。	29実施 (30～継続)	【指標(目標値)】 ・合同研修参加者数(H27:0人/年⇒H31:8人/年)	総務課
----	------------------	--	-----------------	---	-----

③ 多様な人材の確保と専門的業務に対応した職員配置

35	多様な人材の登用	専門的な事務事業に速やかに対応するためには、その分野に精通した人材や意欲のある人材を登用することが効率的であることから、民間の職務経験者の採用や一定期間を定めた雇用を実施する。	24実施 (25～継続)	【指標(目標値)】 ・職員採用試験の応募者数(H27:186人⇒H31:200人)	総務課
----	----------	--	-----------------	--	-----

Ⅲ 市民と共に取り組む市政の推進【市民が主体の行政】

(1) 公正の確保と透明性の向上

① 民意を反映する審議会・委員会の体制整備

No.	改革事項	取組内容	実施年度	指標	統括部局(課室)
36	女性委員登用の拡大	男女共同参画社会の実現に向けて審議会、委員会等における女性委員の登用を推進する。	24実施 (25～継続)	【指標(目標値)】 ・各種行政委員の中の女性委員登用率(H27:26.5%⇒H31:40.0%)	南砺で暮らしません課

③公聴制度の拡充

37	市民意見の聴取方法の充実・聴取機会の拡充	市民の意見に耳を傾ける場として市政懇談会等を開催する。 市民意見や提言の機会を確保し、市民ニーズを的確に把握する。	24実施 (25～継続)	【指標(目標値)】 ・公聴事業参加者数(H27:460人⇒H31:480人)	南砺で暮らしません課
38	パブリックコメント制度の充実	各施策の基本的な計画の策定や重要な変更及び条例の制定・改廃について、市民等への説明責任を果たすとともに、意見が提出しやすい環境整備を行い、制度の円滑な運用を推進する。	24実施 (25～継続)	【指標(目標値)】 ・パブリックコメント実施件数(H27:32件⇒H31:40件)	南砺で暮らしません課

(2)市民協働の市政の推進

①市民の自主的・主体的な地域活動や交流活動の支援

39	NPO等の設立及び活動支援	新たな公共を担う部門であるNPO等への事業委託など行政との協働事業を推進する。	24実施 (25～継続)	【指標(目標値)】 ・市内NPO法人数(H27:22団体⇒H31:30団体)	南砺で暮らしません課
40	地域内分権制度の推進(地域づくり交付金の活用)	地域の活性化や安全対策、環境整備等の推進にあたっては、自治組織との連携を強化するとともに、地域づくり交付金を活用した協働体制を構築する。	24実施 (25～継続)	【指標(目標値)】 ・勉強会等の開催(H27:3回⇒H31:5回)	南砺で暮らしません課

②市民協働による事業の展開

41	市民協働体制の構築	まちづくり基本条例に基づき、市民協働による市政を推進し、地域課題や将来像を市民自らが考え行動する市民総参加(総働)による地域づくりを図る。	24実施 (25～継続)	【指標(目標値)】 ・協働のまちづくりに取り組んでいる市民の割合(H27:42.7%⇒H31:58.0%)	南砺で暮らしません課
42	協働による事業の展開	地域活性化方策の実施について、市民自らの積極的な参画を促し、協働によるまちづくりをより一層推進するため、課題解決型の小規模多機能自治による推進を図る。	24実施 (25～継続)	【指標(目標値)】 ・市が取り組んでいる協働事業数(H27:19事業⇒H31:25事業)	南砺で暮らしません課

◆維持・継続事項

下記の改革事項については、新たに【指標(目標値)】は設定しないが、行政改革の取組の中で維持・継続していく必要があるものを、分類ごとに整理する。

I 将来へ持続可能な行政運営の推進【行政と民間の役割分担】

(1) 事務事業の見直し

維持・継続事項なし(8項目の改革事項については、P1～2に記載しているとおり、目標値を設定し取り組む)

(2) 民間委託の推進

No.	改革事項	取組内容	統括部局(課室)
1	給食調理業務の民間委託	第2次南砺市定員適正化計画で、技能労務職は、民間委託等の活用により、原則として退職者の採用補充をしないこととしている。このようなことから、小中学校等の給食調理業務についても、調理員の再配置等により、計画的に民間委託に移行していく。	教育総務課
2	業務の民営化やPFI・PPP手法等の活用	指定管理者制度の導入により、民間活力を生かしたサービスの向上やコスト削減に取り組んでいる。さらに、第2次南砺市公共施設再編計画では、公共施設の大幅な縮小を目指しているが、施設の建替時等には、建設コストの削減や民間のノウハウ活用による公共施設の整備と管理運営手法の導入を検討する。	行革・施設管理課

(3) 行政組織機構の見直し

3	組織機構と事務所管の見直し	総合計画基本計画に掲げた重点施策を推進するとともに、新たな行政需要や市民ニーズ等に的確に対応するため、庁内の組織機構や事務所管の見直しを適宜行う。	総務課
4	地域包括ケアの推進	保健・介護・医療・福祉業務の連携については、地域包括医療ケア部の設置と地域包括ケアセンターへの集約により体制整備が図られた。引き続き、より良質で効果的なサービスの提供を推進する。	地域包括医療ケア部
5	横断的プロジェクトチームによる政策対応	新たな行政課題や政策形成に迅速に対応できるよう、プロジェクトチームの編成や関係各課での連絡会議等の設置など、部局横断的な取組体制を随時構築する。	行革・施設管理課
6	母子・成人保健業務の連携と人的集約による機動力の強化	平成27年から保健師による母子・成人事業の地区担当制を導入し、保健係及び保健センターの事務の効率化や体制の強化を図った。今後も、保健センター業務のあり方を検証するとともに、保健事業に係る人的機動力の強化に努め市民サービスの向上を図る。	健康課

7	小・中学校のあり方検討	平成26年に上平小学校と平小学校が統合するなど、地域との話し合いを深めながら小・中学校のあり方の検討を進めてきた。これからも少子化に伴い、児童・生徒数が減少傾向にあり、今後も適正規模と適正配置などについての検討を継続する。	教育総務課
---	-------------	---	-------

(4) 第三セクター及び関係団体への関与の見直し

8	情報の開示	情報公開条例の施行により、市出資法人等及び指定管理者は、自主的に情報公開に関し必要な措置を講ずるよう努め、市は情報公開に関して法人等に指導することとなった。引き続き、情報公開制度の趣旨に基づく情報の提供に努めるよう指導する。	総務課
---	-------	--	-----

(5) 行政サービスの向上

9	窓口サービスの拡充と案内機能の充実	毎週火曜日における市民窓口サービスの開設時間延長については、時期等により差異はあるものの、来庁者数が増加傾向にあり、市民に定着している。今後も、窓口での説明方法や手続き方法を点検し、市民の目線に立って利便性の向上を図る。	市民生活課
10	市民利用施設の休館日、開館時間等の見直し	図書館や体育施設等において、開館時間延長や休日開館等に取り組んでいる。今後も、公共施設としての役割を踏まえ、施設の利用しやすさや費用対効果などを総合的に検証し、効果的で効率的な管理運営を推進する。	行革・施設管理課
11	ホームページの利便性向上	利用者の視点に立ちホームページの利用しやすさの向上に取り組むとともに、公式ツイッターやフェイスブック等のICTを活用した積極的な情報発信を行ってきた。今後は、緊急メールの充実など防災面の情報提供を強化する。	地方創生推進課
12	CATVへの情報提供	CATVの特性を生かした魅力的な映像の配信と複合サービスの展開により接続率が高まってきた。今後は、行政情報のほか、CATV自主番組への市民活動の情報提供を行うこと等により、市民との情報共有の推進を図る。	南砺で暮らしません課
13	ICカードの普及と多目的利用の推進	住基カード有効期限が満了する市民に対し、順次、コンビニでの証明書交付が可能な個人番号カードへの切替を推奨している。個人番号カードの普及と多目的利用の推進については、国の施策にあわせて行うこととする。	市民生活課
14	申請書・届出手続きの簡素化	インターネットによる市民の図書予約や法人への支払状況照会等のサービスの提供に取り組んでいる。今後、インターネットを利用して自宅や職場から各種行政手続きができる各種申請や届出の電子化を検討する。	行革・施設管理課

Ⅱ 健全な財政基盤の整備【足腰の強い財政運営】

(1) 財政の健全化

No.	改革事項	取組内容	統括部局(課室)
15	庁内事務改善の取り組みの推進	クールビズによる光熱水費の節減や文書管理システムによるペーパーレス推進等に取り組んでいる。今後も、庁内事務や庁舎管理経費の執行にあたり、目標の設定や管理様式の統一、定期的な進捗管理、成果測定等を行い、PDCAマネジメントサイクルを定着させることで、事務改善を推進し、庁費の節減や事務の効率化を図る。	行革・施設管理課
16	委託業務の見直し	複合機の一括リース等、維持管理経費の縮小に取り組んでいる。今後も、委託業務の内容を再点検し、業務内容の集約化、標準化、適正化などにより経費の削減を図る。	行革・施設管理課
17	公共事業の計画見直し	公園施設長寿命化計画の策定や流域下水道関連公共下水道事業等の見直しを行った。今後も合併特例期間の終了や将来の財政計画を見据え、計画的に公共事業を推進するため、随時、各種公共事業の計画を点検し、見直しを行う。	行革・施設管理課

(2) 定員管理と人件費の適正化

18	部局を超えた協業体制実施	これまでも、確定申告事務、選挙事務、HP作成事務、災害対応業務等を協業体制で行っている。引き続き、特定業務の繁忙期等において、所管課を超えた職員間の応援体制により、市民サービスの充実を図る。	総務課
19	特殊勤務手当の見直し	特殊勤務手当については、税の徴収業務、滞納処分業務、用地交渉業務の手当ての見直しを行った。今後も社会情勢や職場環境の変化、県内市町村の実態等を把握しながら、見直しを行う。	総務課

(3) 人材育成の推進と多様な人材の確保

20	人材育成基本方針に基づく職員資質の向上	南砺市人材育成基本方針では、市民とともにあゆみ信頼される職員を目指すこととしていることから、職場研修、自己啓発研修、派遣研修等に取り組んでいる。今後も、地方分権社会に対応できる職員を育成するために、職員研修を効果的に実施し、マネジメント能力、政策立案能力、人事評価能力、市民との協働を行っていくためのコミュニケーション能力等の向上に努める。	総務課
21	連絡・調整体制の強化	分庁舎方式を採用し、8地域で行政センターを設置していることから、調整会議の実施、事務マニュアルの整備や見直し等により職員間の連携や情報交換体制を強化している。今後も、必要に応じて、行政センター職員と担当課職員による研修会等を開催し、市民対応がスムーズになるよう職員間の連携を図る。	総務課

22	職員の地域活動やボランティア活動への参画	市民に信頼される職員であるため、地域からの要請に基づく草刈りやイベント協力、青年会議所と連携した活動等を行っている。今後も、ボランティア活動や市民との協働事業への積極的な参加を推進し、職員の自己啓発とコミュニケーション能力の向上を目指す。	総務課
23	人事評価制度の実施	職員の能力や仕事の成果を公平公正に評価するための能力評価(勤務評定)を平成28年度から本格実施している。引き続き、適正な人事異動等に活用するとともに、人材育成に主眼を置いたフィードバック面談を実施し、上司と部下とのコミュニケーションの確立と組織の活性化を図る。	総務課
24	人員配置の適正化	社会情勢の変化に対応して適切な住民サービスを提供するため、組織の改編や職員配置の見直しを随時行っている。引き続き、所属長へのヒアリングの実施等により、各部署の業務量と人員配置の調整を図る。	総務課

Ⅲ 市民と共に取り組む市政の推進【市民が主体の行政】

(1) 公正の確保と透明性の向上

No.	改革事項	取組内容	統括部局(課室)
25	情報公開コーナーの充実	南砺市情報公開条例の施行により、市政に関し市民に説明する責務を全うし、公正で透明な市政の推進するために、各庁舎の情報公開コーナーの充実と開示情報の充実等を図っている。今後も、市民が市政に関する正確で分かりやすい情報を迅速かつ容易に入手できるよう、情報公開を推進する。	総務課
26	市政情報提供の充実	広報誌の配布や市政バスへの参加など、市民目線に立った広報づくりを推進している。今後は、市が抱える課題や問題点などについても取り上げ、市民との幅広い情報共有を図る。	南砺で暮らしません課
27	個人情報の適正管理	南砺市個人情報保護条例の施行により、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ個人の権利利益を保護するため、行政における個人情報の適正な管理体制を随時確認している。引き続き、適正管理を徹底し、個人情報保護制度の開示請求及び情報公開制度の開示請求があったものについては、適正に開示する。	総務課
28	行政手続の適正化	南砺市行政手続条例の施行により、処分、行政指導及び届出に関する行政手続きに関して、公正の確保及び透明性の向上を図るため、その審査基準、処理期間、処分基準の明確化を図っている。引き続き、地方分権改革・法改正等による行政手続の見直しを実施する。	総務課

29	審議会、委員会等の会議内容の公開	南砺市まちづくり基本条例の施行により、審議会、委員会等の会議の公開が進められた。今後も、市ホームページ等で審議会等の公開を事前告知し、傍聴者の増加を図るとともに、会議内容を随時公表する。	南砺で暮らしません課
30	各種委員の公募	南砺市まちづくり基本条例の施行により、審議会、各種委員会等の委員の公募が進められた。今後も、審議会、委員会、市民会議等の委員について、意欲のある委員を公募により選任し、まちづくりへの市民参画を推進する。	南砺で暮らしません課

(2) 市民協働の市政の推進

31	ボランティア団体の設立及び活動支援	地域福祉サポーターは、ボランティア活動者やボランティア団体への相談支援や助言を行っている。引き続き、地域づくりに重要な役割を担うボランティア活動を支援し、少子・高齢化対策や地域安全、環境対策施策等に関連するボランティアの養成や団体の設立を支援する。	福祉課
32	市民団体活動の支援	南砺市まちづくり基本条例の施行により、市民団体の役割や責務を定め、市民活動の推進を図っている。ますます多様化する社会ニーズに対して、様々な目的を持った市民団体が協働事業の展開できるよう、協働のまちづくりモデル事業等を通して、安全で安心して住める魅力ある地域づくりを支援する。	南砺で暮らしません課

◆用語説明

【PDCA マネジメントサイクル】

プロジェクトの実行に際し、「計画をたて(Plan)、実行し(Do)、その評価(Check)にもとづいて改善(Action)を行うという工程を継続的に繰り返す」仕組み(考え方)のこと。PDCA サイクルの特徴は、プロジェクトを流れで捉え、評価を次の計画に活かしてプロジェクトをより高いレベルにもっていくことで、民間企業では品質向上や経費削減などに広く用いられている。

《1》

【分庁舎方式】

行政機能を部課単位に複数の庁舎に振り分ける方式。

《2》

【行政評価】

行政が実施する施策や事務事業について、実施状況や成果の評価を行い、必要性・有効性・効率性等を分析し、改革・改善を行う組織の経営管理手法の一つ。

《3》

【指定管理者制度】

地方公共団体の公の施設の管理にあたり、指定を受けた指定管理者が管理を代行する制度。株式会社や地域団体などの民間事業者も施設管理を代行することが可能となった。

【公の施設】

普通地方公共団体(都道府県、市町村)が、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設置した施設。

《4》

【第三セクター】

公企業を第一セクター、民間企業を第二セクターと呼ぶことから、国や地方公共団体と民間の共同出資による事業体をいう。地域開発・交通その他の分野で設立されている。

【ICT】

Information and Communication Technology の略称で、情報処理や通信に関する技術、産業、設備、サービスなどの総称。

《5》

【経常収支比率】

地方自治体の財政構造の弾力性を示す指標。経常経費に充てられた経常一般財源の割合を示しており、経常一般財源の残余が大きいほど臨時の財政需要に対応できる弾力性がある。

【実質公債費比率】

自治体の一般財源収入に対する地方債返済額の比率。18%以上になると、新たに地方債を発行する際、公債費負担適正化計画を立てて国や県の許可が必要になる。25%以上の団体は財政健全化計画や財政再生計画に基づく許可が必要で、地方債の発行が大きく制限される。

【財政調整基金】

予期しない収入減少や不時の支出増加等に備え、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金。

【減債基金】

公債費の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金。

《6》

【普通財産】

公有財産のうち、行政財産以外の一切の財産。特定の用途または目的をもたず、貸付・交換・売却・譲与などを行うことができる。

《8》

【地方公営企業】

地方公共団体が経営する企業のうち、水道・軌道・自動車運送・地方鉄道・電気・ガスなどの公共性の高い各事業で、地方公営企業法の適用される事業。

【定員適正化計画】

平成9年の地方分権推進委員会第2次勧告において、組織の肥大化を抑制し、住民の行政需要に的確に応えていくため、すべての地方公共団体においては、計画期間を定め、目標数値を掲げた定員適正化計画を策定し、公表するものとされた。

《10》

【パブリックコメント】

市の基本方針や計画等について、事前に案を示して広く市民から意見や情報を募集すること。

【NPO】

Non Profit Organization の略称で、民間非営利組織を意味する。

非営利すなわち営利を目的とせず公益的な市民活動を行う民間団体の総称。

【総働】

地域内の住民と地域内の多様な主体により構成された地域共同体による、地域内で取り組む協働。

【小規模多機能自治】

概ね旧小学校区など（本市で言えば31自治振興会単位）の範囲において、地域内の住民と地域内の多様な主体により構成された地域共同体が、地域の実情や課題に応じて住民の福祉等を増進する、「総働」による課題解決型の住民自治の取り組み。